

入札告示

札幌市告示第3797号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和8年10月5日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局税政部市民税課市民税係（電話011-211-2272）

2 入札に付する事項

1) 特定役務の名称及び数量

- ア 令和8年度住民税データ入力業務 給与支払報告書A 一式
- イ 令和8年度住民税データ入力業務 給与支払報告書B 一式
- ウ 令和8年度住民税データ入力業務 給与支払報告書C 一式
- エ 令和8年度住民税データ入力業務 給与支払報告書D 一式
- オ 令和8年度住民税データ入力業務 住民税申告書 一式

2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

3) 履行期間 令和9年1月4日から令和9年3月31日まで。

4) 履行場所 入札説明書に添付する業務仕様書により別途指定する場所

5) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- 1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2) 令和8年度～令和11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
- 3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- 4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- 6) 本市が定める管理基準（別添「特定個人情報等取扱安全管理基準」参照。）に適合する管理体制を有していること。

4 入札書の提出場所等

- 1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 上記1に同じ。
- 2) 入札説明書の交付方法 財政局税政部ホームページの一般競争入札等情報からダ

ウンロードすることができる。

<https://www.city.sapporo.jp/citytax/keiyaku/keiyakujouhou.html>

- 3) 入札書の受領期限 直接開札場の入札箱へ投函する場合は、開札の開始時に提出すること。持参又は送付により事前提出する場合は、令和8年11月25日(水)16時00分(必着)までに提出すること。
- 4) 開札の日時及び場所 令和8年11月26日(木) 10時00分から上記2(1)の役務ごとに順次行う。

札幌市役所地下1階5号会議室(札幌市中央区北1条西2丁目)

5 入札手続等

- 1) 入札保証金 免除
- 2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- 3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 4) 入札の無効 本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- 5) 契約書作成の要否 要
- 6) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札保留のうえ下記の審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類(別記「入札参加資格審査資料の提出について」参照)を提出し、本市が指定する期間内に实地調査を受けなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合や实地調査を受けられない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

7) 詳細は入札説明書による。